

## 別記様式（第2条関係）

## 会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 27 年 1 月 29 日（木）午前 9 時～午前 11 時 3 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、生活環境部廃棄物・下水道担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会議務局長、会計管理者  欠席者：なし
議 題	1 平成 27 年第 1 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1 について：一部修正の上、提出議案として決定する。 議題 2 について：第 1 回議市議会定例会の招集期日は、2 月 26 日（木）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題 1 平成 27 年第 1 回市議会定例会提出議案について (1) 平成 27 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計予算 (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。 (結 論) 提出議案として決定する。  (2) 平成 27 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計予算 (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。 (結 論) 提出議案として決定する。  (3) 武蔵村山市事務手数料条例の一部を改正する条例 (市民部長説明) 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）の施行による

農地法（昭和 27 年法律第 51 号）の一部改正に伴い、農地台帳の公表に関する手数料を規定する必要があるため、また、手数料免除の規定の整備を行う必要があるため、本案を提出する。

概要については、農地法の一部改正に伴い、農地台帳を作成し、台帳に記録された事項を公表することとされたことから、公表に関する次の手数料を条例別表に加える。

ア 農地台帳記録事項要約書の交付 1 件（筆）につき 450 円

イ 農地台帳の閲覧 1 件（筆）につき 450 円

また、手数料の免除について規定している第 7 条第 3 号中「又は保護を受けようとする者」を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定により支援給付を受けている者が直接必要とするため申請したとき。

なお、施行期日については、平成 27 年 4 月 1 日とする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(4) 平成 26 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

（市民部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(5) 平成 26 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

（市民部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(6) 平成 27 年度武蔵村山市一般会計予算

（財政担当部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

なお、補足として、歳入歳出の総額（1 月 23 日現在）は 26,470,766,000 円（前年度比 3.2%減）となっている。歳入の不足分、570,000,000 円については、市税収入及び交付金が当初より多く見込まれていること、財政調整基金の積立てを 250,000,000 円から 50,000,000 円にしたことから、歳入不足のギャップを解消することができた。今後は端数整理等をして数値の確定をする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(7) 平成 27 年度武蔵村山市下水道事業特別会計予算

（廃棄物・下水道担当説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(8) 平成 27 年度武蔵村山市介護保険特別会計予算

（高齢・障害担当部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(9) 平成 27 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計予算

（都市整備部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市子どものための教育・保育に関する利用者負担金に関する条例

(子ども家庭担当部長説明)

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第 6 条第 1 項の規定による委託費の支払を含む。）に係る教育又は保育を受ける支給認定子どもの保護者が負担すべき費用について必要な事項を定める必要があるため、本案を提出する。

概要については、

(1) 法に基づき、利用者負担金に関わる以下の事項等を定めるため、新たに武蔵村山市子どものための教育・保育に関する利用者負担金に関する条例を制定するものである。

ア 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担金

イ 保育認定を受けた子どもの利用者負担金

(2) 本条例の制定に伴い、武蔵村山市保育費用徴収条例を廃止する。

施行期日については、法の施行の日とする。

当該提出議案は新規条例であるため、例規文書審査会に付議するものである。

配布資料を御覧いただきたい。

第 1 条は本条例の趣旨、第 2 条は本条例に使用する用語の意義、第 3 条は利用者負担金の額の規定、第 4 条は利用者負担金の決定又は変更における施設事業者等への通知の規定、第 5 条は利用者負担金の納付期限の規定、第 6 条は市が利用者負担金を保護者から徴収する場合の督促及び滞納処分の規定、第 7 条は利用者負担金の減額の規定、第 8 条は規則への委任である。

附則については、第 1 項は施行期日の規定、第 2 項の経過措置については、認定子ども園や幼稚園で幼児教育のみを利用する子どもに係る給付費において、負担割合を規定しており、子ども・子育て支援法の本則で事業運営に必要な費用全体のうち、利用者負担金を除く公費負担について、国が 50%、都道府県が 25%、市町村が 25% の割合で負担することとされている。国の財政事情により、都道府県が 50%、市町村が 50% の割合で負担する部分と組み合わせて経過措置が規定されている。このことから、当該子ども・子育て支援法附則第 9 条第 1 項に規定されている利用者負担金の額について、第 3 条第 1 項の規定を準用し、同じ額と定める規定である。

第 3 項については、年少扶養控除の取扱いについて規定されている。

庁議資料の 1 ページを御覧いただきたい。

平成 26 年 8 月 8 日付で武蔵村山市保育料検討協議会から武蔵村山市の保育料の在り方について答申がなされた。その後、国から

示された資料等を踏まえ、本条例案において、基準額等に関して、答申の内容から変更している主な事項を示している。

答申になかった事項を本条例案に追加するものであり、国は現行の利用者負担金の基準を子ども・子育て支援新制度の利用者負担金の基準に移行させるに当たり、階層区分の決定について、所得税に基づく方法から市町村民税に基づく方法に改正した。このことにより、世帯の家族構成や年収等が同様でも、改正前後で階層区分が異なる場合があるが、国は最も平均的とされる子ども2人の世帯について、改正前後で階層区分が異ならないよう、世帯モデルの計算により、所得税を市町村民税に換算したとのことである。この換算において、世帯収入から所得税を計算するときには、廃止前の年少扶養控除があるものとみなさないで計算をしている。このため、子どもが3人以上の世帯は子ども・子育て支援新制度に移行すると現行制度より、利用者負担金の高い階層区分となる場合がある。

武蔵村山市保育料検討協議会からの答申後、平成26年11月に国から資料が示され、改正後に階層区分が変わってしまうことを是正するため、廃止前の年少扶養控除があるものとみなして、市町村民税を計算する経過措置を設けることが認められたところである。これに伴い、本条例案においても同様の経過措置を設けるものである。年少扶養控除は子どもの数により、計算して負担金の額を定めるために規定を設けた。

第4項については、武蔵村山市保育費用徴収条例の廃止について規定している。

第5項については、本条例を施行するために、必要な準備行為を行うことができることについて規定している。

別表第1及び庁議資料2ページを御覧いただきたい。

認定子ども園や幼稚園で幼児教育を利用する認定を受けた子どもに関わる利用者負担金の基準表である。別表第1の第2階層の基準額に関する事項で、答申で示された金額を本条例案において変更するものである。武蔵村山市保育料検討協議会からの答申後、平成27年1月に基準額が国から示され、国の定める第1子の基準額が9,100円から3,000円に変更された。また、第2子の金額について、第1子の基準額である3,000円の半額の1,500円に変更するものである。

別表第1の第3階層の基準額に関する事項についても答申で示された金額を本条例案において変更するものである。武蔵村山市保育料検討協議会からの答申後、平成26年8月に基準額が国から示され、それまで明確に基準が示されていなかった第2子及び第3子以降の金額について、第2子は第1子の半額、第3子以降は0円との

基準が示された。これに伴い、本条例案においても同様に金額を変更するものである。

別表第1の備考2については、基準額の上段が第1子、中段が第2子、下段が第3子以降に適用される旨の説明である。第1子、第2子、第3子のカウント方法について、現行の幼稚園及び就園奨励費補助金と同様となっている。

備考3は、現行の幼稚園及び就園奨励費補助金と同様に、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除について、所得割合を計算する場合に、適用しない旨を規定している。

備考4は、みなし寡婦（寡夫）控除の適用について規定している。

別表第2は、保育所等で保育を利用する子どものうち、標準時間認定を受けた子どもに関わる利用者負担金の基準額表である。

別表第2の2は、保育所等を利用する子どものうち、短時間認定を受けた子どもに関わる利用者負担金の基準額表である。

備考1は、教育・保育を受ける子どもを定義するものである。

備考2は、3歳未満児、3歳児又は4歳以上児を定義するものである。

備考3は、別表第2及び別表第2の2の基準額の上段を第1子、中段を第2子、下段を第3子以降に適用される旨の説明及び第1子、第2子及び第3子のカウント方法について、現行の保育料と同様の内容を規定するものである。

備考4は、現行の保育料と同様に寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除について、所得割合を計算する場合に、適用しない旨を規定している。

備考5は、別表第1の備考4と同様に、みなし寡婦（寡夫）控除の適用を規定している。

（質 疑）

- みなし寡婦（寡夫）控除の規定を設けるまでの経緯について、議会で説明できるようにしていただきたい。
- 了解した。
- 本条例案で、第1子の基準額である9,100円を3,000円に金額を変更するが、大幅な差が生じている。
- 武蔵村山市保育料検討協議会で審議している段階で、国から基準額について示されていなかった。収入が低い世帯に関して差額が生じており、負担割合については国から補助されるものと考えている。
- 武蔵村山市保育料検討協議会には基準額が示されたことを報告しているのか。
- 武蔵村山市保育料検討協議会では、答申をいただくに当た

り、国から基準額が示された段階で、利用者負担額については変更する旨を了解した上で、答申をいただいている。

○ 別表第1、別表第2及び別表第2の2の基準額表の違いを教えてください。

● 別表第1は、幼稚園（1号認定を受けた3歳以上の子ども）の利用者負担額、別表第2は、保育園（2号認定又は3号認定を受けた子ども）の標準時間（11時間保育）の利用者負担額、別表第2の2は、保育園（2号認定又は3号認定を受けた子ども）の短時間（8時間保育）の利用者負担額である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

（高齢・障害担当部長説明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）（第3次一括法）の施行による介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を条例で定める必要があるため、本案を提出する。

概要については、介護保険法第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定により指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等については、各地方公共団体の条例で定めることとされたことから、新たに武蔵村山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を制定するものである。

施行期日については、平成27年4月1日とする。

なお、当該提出議案は新規条例であるため、例規文書審査会に付議するものである。

本条例案について補足説明させていただく。

指定介護予防支援等の事業については、要支援1及び要支援2の該当者のケアプランの作成並びに事業所との調整を地域包括支援センターで実施している業務のことである。

現在、厚生労働省令で規定されている基準と比較して、国の基準と異なる基準を定める特段の事情や地域性が認められないことから、厚生労働省令と同様の内容で制定を考えている。

本条例案の第31条第3項第1号において、国は一律2年と規定

しているが、請求誤り等による時効が5年ということから、5年と基準を定めるものである。

(質 疑)

○ 本議案と武蔵村山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の議案名について、統一性を図るべきではないのか。

● 本議案名である「武蔵村山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例」を「武蔵村山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」に訂正させていただく。

○ 例規文書審査会において、条例名を変更する可能性があることを了解の上、提出議案として決定するということがよろしいか。

● よろしい。

(結 論)

条例名の一部修正及び例規文書審査会において、条例名を変更する可能性があることを了解の上、提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市行政手続条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

行政手続法の一部を改正する法律(平成26年法律第70号)の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、

(1) 許認可等をする権限等の根拠を明示する手続の追加

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に当該権限を行使する根拠法令の条項等を示さなければならない。

(2) 行政指導の中止等を求めることができる手続の追加

ア 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(法律又は条例にその根拠が規定されているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例の規定に適合しないと思料するときは、市の機関に対し、申出書により当該行政指導の中止その他必要な措置を求めることができる。

イ 市の機関は、上記アの求めがあったときは必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例の規定に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

(3) 処分等の求めの手続の追加



ア 法令又は条例違反の事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（法律又は条例にその根拠が規定されているものに限る。）がされていないと思料する者は、行政庁又は市の機関に対し、申出書により当該処分又は行政指導を求めることができる。

イ 行政庁又は市の機関は、上記アの求めがあったときは必要な調査を行い、その結果に基づき必要と認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

市民の権利を確保するために、法律が改正されたので、併せて条例を改正する。条例の内容については、法律の改正と同様である。

条例改正に伴い、本条例を引用している市税賦課徴収条例、都市計画税条例、国民健康保険税賦課徴収条例については、本条例の附則で改正させていただく。

施行期日については、平成 27 年 4 月 1 日とする。

（質 疑）

○ 行政指導は、法律又は条例に根拠が規定されているものに限るとあるが、行政指導とは言わないのではないか。

● 条例で根拠としている行政指導については、個人情報保護条例、文化財保護条例等である。勧告を実施する時には、趣旨、内容及び責任者を明示していたが、本条例案では、根拠条例の条項等を明示しなければならない。

（結 論）

提出議案として決定する。

### (13) 武蔵村山市職員定数条例等の一部を改正する条例

（企画財務部長説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行等に伴い、規定を整備する必要があるので本案を提出する。

概要について、説明させていただく。

武蔵村山市職員定数条例の一部を改正する条例（昭和 31 年村山町条例第 11 号）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の身分が一般職から特別職となることから、第 1 条で規定する「職員」から「教育長を除く」を削除する。

育児休業を取得しやすい環境を整備するため、第 2 条第 3 項に「育児休業者については、定数外とすることができる」を加える。

同条第 4 項の復職した場合に 1 年間に限り定数外とすることができる対象に「育児休業者」を加える。

第3条に「別表に掲げる職員の定数は、別表に掲げる定数の範囲内において、それぞれ任命権者がこれを定める」を加える。本条例の定数が上限の数であることを明らかにするため、条文を加えるものである。

別表中、市長の事務局の職員を396人から325人に、教育委員会の事務局及び教育機関の職員を131人から60人に、合計を542人から400人に変更する。

武蔵村山市職員定数条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成9年武蔵村山市条例第28号）については、附則第2項の「職員の定数については、この条例の施行後、行財政運営の効率化等の観点から更に必要な検討を加え、武蔵村山市定員適正化計画に基づき減員するものとする」を削除する。定員適正化計画に基づき、相当数の職員が減ってきており、規定が現状に合わないことから、今回の条例改正で、改正附則についても削除するものである。

施行期日については、平成27年4月1日とする。

（質 疑）

- 今後も定員適正化計画に基づいて、定数を決定していくことには変わらないのか。
- 目標に向かって定員の管理をしていくことに変わりはない。
- 定員適正化計画がなくなるのか。
- 定員適正化計画がなくなるわけではない。第五次定員適正化計画を策定しており、平成27年度で終了するが、その後の定員適正化計画を策定する予定である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（総務部長説明）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行に伴い規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

概要については、母子保健法（昭和40年法律第141号）の改正に伴い、第12条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

施行期日については、平成27年4月1日とする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、教育委員会委員長の職が廃止されることから、別表第1教育委員会委員の項から「委員長 月額99,500円」を削る。

施行期日については、平成27年4月1日とする。

(結論)

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行に伴い常勤の特別職の職員に教育長を加え、その給料の額を定めるとともに、期末手当の支給率を改定する必要があるので、本案を提出する。

概要については、教育長が、常勤の特別職の職員となることから、第1条中に「教育長」を、第2条中に「教育長 月額691,000円」を加える。

また、常勤の特別職の期末手当の支給率を改正する。

施行期日については、平成27年4月1日とする。

(質疑)

○ 常勤の特別職の支給率を教えてください。

● 従前の支給率は、6月の支給率が1.90か月、12月の支給率は2.05か月で合計3.95か月であったが、12月の市議会定例会で支給率が4.20か月となり、6月の期末手当の支給が終わっていたことから、12月の支給率を2.3か月に改正した。支給率が4.20か月は変わらないが、6月が2.025か月、12月は2.175か月として、配分を変える。

○ 了解した。

(結論)

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

一般職の職員の給料の額を改正する必要があるので、本案を提出する。

概要については、本市の給与表は東京都の給与表を使用しており、東京都の人事委員会勧告にのっとり、改正を実施しており、1.7%引き下げることになる。また、地域手当の見直しも実施する予定であるが、各自治体によって、状況は異なる。本市は国立感染症研究所の地域手当に倣って地域手当を支給している。現在、国立感染症研究所の地域手当が明らかにされていないことから、組合と地域手当について交渉しなければならないが、組合との交渉のそ上に載れない状況である。平成27年4月1日に施行することから、国立感染症研究所の状況を確認して、組合と交渉して、早急に妥結したいと考えている。組合との交渉次第で、市議会定例会の初日の提案が難しいことから、追加議案となる可能性がある。

(結 論)

提出議案として決定する。

(18) 武蔵村山市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行に伴い教育長の給与及び旅費に係る規定を削除するとともに、職務に専念する義務の特例について定める必要があるので、本案を提出する。

概要については、

- (1) 教育長が、常勤の特別職の職員となり、給与及び旅費については常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例で定めることとするため、これらに係る規定を削除する。
- (2) 教育長が、常勤の特別職として改めて職務に専念する義務が課せられることから、その特例について定める。
- (3) (1)及び(2)の改正を行うことに伴い、題名を「武蔵村山市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例」に改める。

施行期日については、平成27年4月1日とする。

(質 疑)

○ 武蔵村山市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例は教育長についてのみ制定されるのか。

● 教育長については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律で教育長は法又は条例で定めるもの

を除いて勤務時間は職務に専念しなければならない旨の規定が法律上あり、条例で定めることから、他の特別職（市長及び副市長）は適用されない。他の特別職（市長及び副市長）は別の条例がある。本議案については、教育長についてのみ定めることになる。

- 時間休暇はあるのか。
- 時間休暇はある。
- 誰に提出するのか。
- 教育委員会に提出する。
- 教育委員会の責任者は誰なのか。
- 総務部長が総務部長に提出するのと同様に教育長が教育委員会に対して、提出する。
- 教育長が決裁するのか。
- 教育長が決裁する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(19) 武蔵村山市教育委員会事務局等職員給与条例の一部を改正する条例

（総務部長説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、教育長が、常勤の特別職の職員となり、教育委員会の任命に係る職員でなくなることから、第 1 条中「教育長ならびに」を削る。

施行期日については、平成 27 年 4 月 1 日とする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(20) 武蔵村山市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

（総務部長説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、教育長が、常勤の特別職の職員となることから、本則中「(教育長を除く。)」を削る。

施行期日については、平成 27 年 4 月 1 日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(21) 武蔵村山市立保育所設置条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、第1条中「日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育するため」を「保育を必要とする乳児・幼児(同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。)を日々保護者の下から通わせて保育を行うため」に改める。

施行期日については、法の施行の日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(22) 武蔵村山市立学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長)

学童クラブの指導時間を改める必要があるので、本案を提出する。

概要については、指導時間(延長時間)として、「午後6時から午後6時30分までとする。」規定を追加する。

施行期日については、平成27年4月1日とする。

(質 疑)

- 一部を改正する条例の一部を改正する条例ということがあるのか。
- 学童クラブ設置条例の一部を改正しているので、同年度中の改正になることから、一部を改正する条例の一部を改正する条例になる。
- 学童クラブ設置条例の一部を改正する条例が施行されていないためである。
- 学童クラブ設置条例の一部を改正する条例はいつ施行されるのか。
- 本議案と同様で、平成27年4月1日である。
- 本議案を学童クラブ設置条例の一部を改正する条例と同時に提出するべきではないのか。

- 本議案については、学童クラブ設置条例の一部を改正する条例を提出した時点で、確定していなかった。

(結 論)

提出議案として決定する。

(23) 武蔵村山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  
(子ども家庭担当部長)

武蔵村山市の行政組織の見直しに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、第7条中「健康福祉部保育課」を「健康福祉部子ども育成課」に改める。

施行期日については、平成27年4月1日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(24) 武蔵村山市介護保険条例の一部を改正する条例  
(高齢・障害担当部長)

平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率等を改める必要があるので、本案を提出する。

概要については、

- (1) 平成27年度から平成29年度までの保険料率を改定する。
- (2) 低所得者の第1号保険料軽減措置を規定する。
- (3) 総合事業(要支援1又は2の認定者に対する訪問介護及び通所介護サービス)の移行時期を定める。

施行期日については、平成27年4月1日とする。

また、(2)については、消費税の改定に伴う軽減措置であり、政令が公布されることになっている。政令の公布が間に合わない場合、一旦、規則に委任して、施行日を決定したいと考えている。

(質 疑)

- 政令の見通しはどうか。
- 平成27年3月までに、政令が公布されると思うが、現時点では公布されていない。
- 最初から規則にする必要がある。
- そのとおりである。まだ政令が公布されていないが、閣議決定していることから、施行日を入れている自治体もある。利益遡及なので、仮に平成27年4月になったとしても適用を平成27年4月1日からで問題はないと言われていることから、規則に委任することになる。
- 規則に委任するという事は、規則への委任について規定す

るのか。

- 施行期日の附則で制定する。
- (2)の規定については、規則で定める日から施行するになるのではないか。
- まだ国から例示されていない。
- 本議案を提案するまでは、国から公布されないと思慮する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(25) 武蔵村山市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(都市整備部長説明)

立川都市計画地区計画緑が丘地区地区計画及び立川都市計画地区計画大南五丁目地区地区計画の決定に伴い規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地区整備計画を定めた区域を追加し、建築物の用途、容積率、建ぺい率、最低敷地面積、壁面の位置、高さの最高限度及び垣又は柵の構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図る。

施行期日については、公布の日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(26) 平成 26 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 6 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

なお、補正として、歳入については、各種交付金の確定通知に基づく補正、歳出については、歳入に伴う充当事業である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(27) 平成 26 年度武蔵村山市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

(廃棄物・下水道担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。



(結 論)

提出議案として決定する。

- (28) 平成 26 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）  
（高齢・障害担当長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (29) 平成 26 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

（都市整備部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (30) 教育委員会教育長の任命について

（企画財務部長説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市教育委員会教育長の持田 浩志氏が、平成 27 年 3 月 31 日付で任期満了となるので、後任者の教育長を任命するものである。教育委員会教育長の任期は平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間である。

なお、本議案については、追加予定とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (31) 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について  
（総務部長説明）

秋川衛生組合より、平成 27 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、東京都市町村公平委員会の共同設置から脱退したい旨の申請があったため、東京都市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252

条の 7 第 3 項の規定により、本案を提出する。

概要については、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定により、平成 27 年 4 月 1 日から秋川衛生組合を脱退させるため、東京都市町村公平委員会共同設置規約別表中「東京都市町村職員退職手当組合 秋川衛生組合」を「東京都市町村職員退職手当組合」に改める。

施行期日については、東京都知事へ届出の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (32) 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組  
合規約の変更について

(総務部長説明)

秋川衛生組合より、平成 27 年 3 月 31 日をもって解散することに  
に伴い、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合から脱退した  
い旨の申請があったため、東京都市町村議会議員公務災害補償等  
組合規約を変更する必要があるため、地方自治法（昭和 22 年法律  
第 67 号）第 290 条の規定により、本案を提出する。

概要については、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、平成  
27 年 4 月 1 日から秋川衛生組合を脱退させるため、東京都市町村  
議会議員公務災害補償等組合規約別表第 1 中「青梅、羽村地区工業  
用水道企業団 秋川衛生組合」を「青梅、羽村地区工業用水道企業  
団」に改める。

別表第 2 第 1 区の項選挙区の欄中「青梅、羽村地区工業用水道企  
業団 秋川衛生組合」を「青梅、羽村地区工業用水道企業団」に改  
める。

施行期日については、東京都知事の許可のあった日から施行し、  
平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (33) 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数  
の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について  
(総務部長説明)

秋川衛生組合より、平成 27 年 3 月 31 日をもって解散すること  
に伴い、東京都市町村職員退職手当組合から脱退したい旨の申請  
があったため、東京都市町村職員退職手当組合規約を変更する必

要があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、本案を提出する。

概要については、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、平成 27 年 4 月 1 日から秋川衛生組合を脱退させるため、東京都市町村職員退職手当組規則別表第 1 中「東京都市町村職員退職手当組合 秋川衛生組合」を「東京都市町村職員退職手当組合」に改める。

別表第 2 地方公共団体の項第 1 区の欄中「西多摩衛生組合 秋川衛生組合」を「西多摩衛生組合」に改める。

施行期日については、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（質 疑）

○ 秋川衛生組合は何の一部事務組合なのか。

● し尿処理である。秋川衛生組合はあきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町で組織していたが、老朽化等により、秋川衛生組合の存続が難しいことから、西秋川衛生組合に統合したいとのことである。

（結 論）

提出議案として決定する。

(34) 武蔵村山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

（高齢・障害担当部長説明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）（第 3 次一括法）の施行による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を条例で定める必要があるため、本案を提出する。

概要については、介護保険法第 115 条の 46 第 4 項の規定により地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準については地方公共団体の条例で定めることとされたことから、新たに武蔵村山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する条例を制定するものである。

施行期日については、平成 27 年 4 月 1 日とする。

当該提出議案は新規条例であるため、例規文書審査会に付議するものである。

厚生労働省令で規定されている基準と同様の内容であり、近隣市の状況を確認したところ、同様の取扱いをしていることから、本市においても同様の基準を定めることとしている。

(質 疑)

- 議案名、概要及び条例案について、条例名を統一するべきではないのか。
- 概要及び条例案については議案名と同様に、「武蔵村山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」に訂正させていただく。概要については、「武蔵村山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する条例」を「武蔵村山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」に訂正する。また、条例案については、「武蔵村山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例」を「武蔵村山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」に訂正する。
- 例規文書審査会において条例名を変更する可能性があることを了解の上、提出議案として決定するという事によろしいか。
- よろしい。

(結 論)

概要及び本条例案名の一部修正並びに例規文書審査会において、条例名を変更する可能性があることを了解の上、提出議案として決定する。

**【追加予定】**

(1) 平成 26 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 7 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

なお、補足として、交付金の確定に伴う補正及び地域住民生活等緊急支援のための交付金に該当する事業の計上を予定している。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 平成 27 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 1 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

概要については、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の

	<p>支給等に当たり必要な経費を計上するものである。</p> <p>内容等については、現在精査中である。</p> <p>なお、補足として、平成 27 年度当初予算に計上した地域住民生活等緊急支援のための交付金に該当する事業を今後、補正する内容も含まれている。</p> <p>(結 論)</p> <p>提出議案として決定する。</p> <p><b>【諮問事項】</b></p> <p>(1) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (企画財務部長説明)</p> <p>人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、本案を提出する。</p> <p>概要については、人権擁護委員の蓮沼 大通氏が平成 27 年 9 月 30 日で任期満了となるので、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。後任の人権擁護委員の任期は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までである。</p> <p>なお、市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の 6 か月前とされている。</p> <p>(結 論)</p> <p>諮問事項として決定する。</p> <p>議題 2 その他</p> <p>(1) 第 1 回市議会定例会の招集期日について 第 1 回市議会定例会の招集期日は 2 月 26 日（木）である。</p>
--	---

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開 示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等： )</p> <p><input type="checkbox"/>非 開 示（根拠法令等： )</p>
--------------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

（日本工業規格 A 列 4 番）